

# 持続可能性向上支援補助金 (生産性向上設備)

文京区では、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」を作成し、設備投資に取り組み中小企業を支援するため、先端設備の取得等に要する経費の一部を補助します。

## 1 補助対象経費

先端設備等導入計画に基づき、以下の設備を導入する際に要する経費（既に取得済みの設備については、対象となりません。）

- ①機械及び装置                      ②器具及び備品                      ③測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含む。）
- ④建物附属設備                      ⑤ソフトウェア

### 認定事例

製本設備・産業用デジタル印刷設備・切削設備・塗装設備・食品加工設備・業務用冷凍庫 等  
※ただし、事業以外の用途への転用の可能性がある設備（パソコン、タブレット、事務用ソフトウェア、プリンタ等）は対象になりません。設備が対象になるかどうかについては、事前に「8 お問合せ先」にご相談ください。

## 2 補助対象者

下記の①～③を全て満たす者

- ①区内中小企業者であって、かつ、申請の時ににおいて、区内で引き続き1年以上事業を営んでいるものであること。
- ②補助金の交付を申請する日までに納付すべき住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税の場合にあっては、所得税）を完納していること。
- ③中小企業等経営強化法第52条第1項に規定する先端設備等導入計画を作成し、同条第4項の規定により区の認定を受けていること。

## 3 補助内容

先端設備等の購入、借用、運搬、設置、既存設備の撤去等に要する経費の3分の2の額かつ、上限50万円（補助対象事業に係る先端設備等が高機能換気設備に該当する場合は、補助対象経費の5分の4の額かつ、上限50万円） ※支給額は、1,000円未満の端数を切り捨て

※申請者がISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得している場合は、上限100万円

※ISO14001については、「各種認証取得費等補助事業」で認証の取得・更新に係る経費の補助を行っております。詳しくはチラシの最終ページをご覧ください。

## 4 申込受付（先着順）

上半期：令和6年 4月8日（月）より先着順

下半期：令和6年10月1日（火）より先着順

※1年度で申請できるのは、1事業者1回のみ。

※期間途中であっても、予定件数に達した時点で締め切ります。お申込みの際は、事前に経済課にご連絡をいただき、申込受付状況の確認をしてください。

## 5 申込書類

下記の必要書類を揃え、文京区経済課までお申し込みください。

【必要書類】

- ① 交付申請書（別記様式第1号）
- ② 事業計画書（別紙1）
- ③ 事業予算書（別紙2）
- ④ 申請者が法人である場合は、法人登記簿謄本（発行から3月以内のもの）
- ⑤ 申請日が属する年度の前年度の住民税及び事業税（個人事業者で事業税が非課税である場合にあっては、所得税）の納税証明書（発行から3月以内のもの）
- ⑥ 直近の所得税確定申告書及び青色申告決算書の写し（申請者が個人である場合に限る。）
- ⑦ 補助対象経費の内訳が確認できる見積書等の写し
- ⑧ 高機能換気設備チェックシート（補助対象事業に係る先端設備等が高機能換気設備※に該当する場合に限る。）
- ⑨ ISO14001に適合している旨の認証を取得していることが確認できる書類（当該認証を取得しており、かつ、交付額の上限を100万円とすることを希望する場合に限る。）

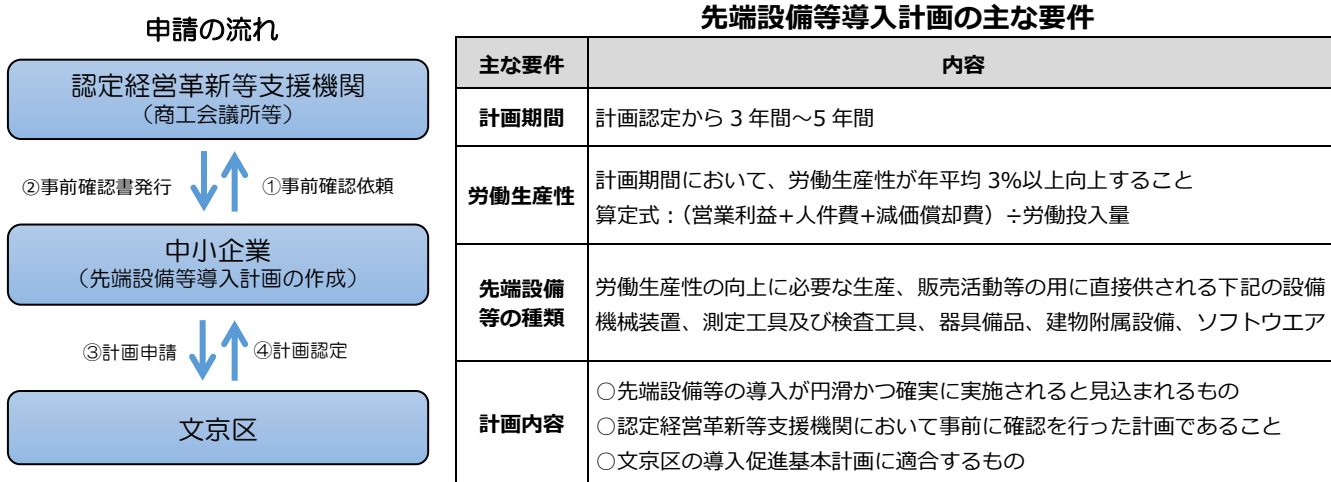
※ 高機能換気設備とは、次の全てを満たす換気設備を指します。

- ① 1人当たり毎時30m<sup>3</sup>以上の必要換気量を確保できるもの
- ② JIS B 8628 に規定する全熱交換器に該当するもの
- ③ JIS B 8639 に規定する全熱交換器一風量、有効換気量及び熱交換効率の測定方法により算定した熱交換率が40%以上であるもの

高機能換気設備でご申請される場合、別途「高機能換気設備チェックシート」のご提出が必要となります。換気量、JIS B 8628 に規定する全熱交換器であること、熱交換率（温度交換率）が確認できる仕様書やカタログ等もあわせてご提出ください。

## 6 先端設備等導入計画の認定について

補助金の申請に先立ち、中小企業等経営強化法に規定する「先端設備等導入計画」を作成し、区の認定を受ける必要があります。



◎申請方法の詳細は、以下の文京区 HP ページをご覧ください。

🔍 文京区 先端設備 検索



> <http://www.city.bunkyo.lg.jp/sangyo/chushokigyo/chusho/seisannseikouzyou.html>

◎文京区持続可能性向上支援補助金（省エネ設備）交付要綱（21文区経第935号）による補助金又は他の行政機関による同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける予定がないこと。

◎既に取得済みの設備については、認定できません。

## 7 設備のリース、分割払いに当たっての注意事項

- (1) 申請時にリース、分割払いの詳細（契約内容、支払い回数、金額等）が分かる書類の写しをご提出ください。
- (2) 令和7年3月31日までに支払った経費が補助対象経費となります。
- (3) 実績報告の際には、リース、分割で支払った全ての領収書とその内訳書の写しが必要です。実績報告時にご提出いただく領収書の日付が令和7年3月31日を過ぎていた場合、補助対象経費とすることができませんのでご注意ください。
- (4) 支払にクレジットカードを利用される場合は、銀行口座からの引き落としを令和7年3月31日までに完了させてください。

## 8 問合せ先

文京区区民部経済課産業振興係（文京シビックセンター地下2階）  
文京区春日一丁目16番21号  
【TEL】03-5803-1173（直通） 【FAX】03-5803-1936

## ●「各種認証取得費等補助事業」のご案内

中小企業の海外進出支援及び経営基盤の強化を目的として、各種認証取得に係る経費を補助します。ぜひご活用ください。

補助対象者	文京区内に主たる事業所を有し、申請時において1年以上事業を営んでいる中小企業者
助成内容	各種 ISO、FDA 認証、CE マーク、FDA 認証、NMPA 認証、MFDS 認証、エコアクション21 認証、エコステージ（ステージ2以上）認証の取得に要する経費 補助率 1/3（上限50万円）
	各種 ISO の更新、P マークの取得に要する経費 補助率 1/3（上限30万円）
	P マークの更新に要する経費 補助率 1/3（上限20万円）
補助対象	各種認証の取得 6年4月1日～8年2月28日の間に補助対象事業に支出した経費
	ISO、P マークの更新 6年4月1日～7年3月31日の間に補助対象事業に支出した経費
申請方法	経済課で配付する申請書を同課へ持参（区ホームページにも記載）
募集期間	令和6年4月1日（月）から随時受付（先着順） ※ただし、年度途中でも予定件数に達した場合は、受付を締め切ることがあります。

※持続可能性向上支援補助金（生産性向上設備）の補助限度額引き上げの要件となる ISO14001 の認証取得・更新についても、「各種認証取得費等補助事業」の補助対象になります。